

令和2年度モニター通信における意見及び回答⑤

意見

【医療・健康・福祉】成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設立について（要旨）

このことについて、4つお伺いします。

- (1) 現在市社会協議会と中核機関の設立に向けて協議を行っていると同っていますが、設置の進捗についてKPIを共有しているのでしょうか？もし共有しているのであれば、内容と進捗状況の公表を望みます。
- (2) 中核機関については、市と市社会協議会とでどのような像を描いているのでしょうか？中核機関の構想・スケジュールについても公表を望みます。
- (3) 家庭裁判所の報告を見ますと、微増ですが、全国的には成年後見制度利用者は増加しているようです。現在市社会福祉協議会で行っている法人後見事業については、取扱件数が伸びていないと同っていますが、その背景についてどのようにお考えでしょうか？
- (4) 今後、成年後見制度の利用促進に係る体制整備について、どのような広報を考えていますか？内容とスケジュールを教えてください。

回答

(1) 中核機関設立の進捗について

成年後見制度利用に係る中核機関につきましては、社会福祉協議会との間で本市におけるあり方について調査研究を行っているところであり、KPIによる進捗状況の管理は行っておりませんが、今後、先進地の視察などにより具体的な整備に向けて検討を進める予定です。

(2) 中核機関の構想について

中核機関のあり方につきましては、4つの具体的な機能（①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能）を整備した機関が理想となりますが、職員の経験も必要となることから、立ち上げ時においては①広報機能（市民への成年後見制度の案内）、②相談機能（社協内に相談窓口の設置及び相談員の配置）を整備し、次の段階では市民後見人の養成に取り組むほか、法律や福祉の専門であります弁護士、司法書士、社会福祉士の3士に、相談業務で御協力いただけるよう進めていきたいと考えております。③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能及びスケジュールの公表、広域連携につきましても、今後、検討してまいります。

(3) 伊東市の成年後見制度利用者数の推移について

体制が確立されていない、というのが取扱件数が伸びていない一つの要因として考えられます。市民の間で成年後見制度の認知度が上がれば相談件数も増え、それに伴う利用者の増加も予想されますので、体制整備に向けて広報機能、相談機能の整備を進めていきたいと考えております。一方、グラフ内訳のとおり親族以外では専門職3士の利用率が高く、次いで社会福祉

協議会となっております。全国の利用状況同様、本市においても制度利用者の需要にあっては専門職の利用から進み、社会福祉協議会等に移っていくものと考えております。

(4) 広報の具体的内容等について

市及び社会福祉協議会のホームページへの掲載につきましては、窓口の案内相談、法人後見事業の実施、成年後見制度の概要を掲載する作業を進めており、10月までには掲載できるよう対処しております。

また、社会福祉協議会職員による民生委員に向けた成年後見制度の説明会の実施を検討しております。日頃から訪問、見守り活動を行っている民生委員に制度を知ってもらい、活動の中で相談を受けた方にチラシを配付するなどの案内が出来れば、相談窓口とのつなぎ役として、広報の一助になるのではと考えております。

担当：社会福祉課 福祉総務係 電話：32-1531